独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する命令

独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令<br>（業務方法書の記載事項）<br>**第一条の三**　研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。<br>一　研究所法第十二条第一号から第四号までに掲げる業務に関する事項<br>二～四　［略］<br>（中期計画の認可の申請）<br>**第二条**　研究所は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（研究所の最初の事業年度の属する中期計画については、研究所の成立後遅滞なく）、経済産業大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。<br>２　研究所は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四条第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。<br>一　次号に掲げるもの以外のもの　経済産業大臣 | 独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令<br>（業務方法書の記載事項）<br>**第一条の三**　研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。<br>一　研究所法第十二条第一号から第三号までに掲げる業務に関する事項<br>二～四　［略］<br>（中期計画の認可の申請）<br>**第二条**　研究所は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（研究所の最初の事業年度の属する中期計画については、研究所の成立後遅滞なく）、経済産業大臣に提出しなければならない。<br>２　研究所は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。<br>［新設］ |
| 二　研究所法第十二条第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項<br>内閣総理大臣<br>（年度計画）<br>**第四条**　［略］<br>２　研究所は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。<br>（業務実績等報告書）<br>**第五条**　［略］<br>２　研究所は、前項に規定する報告書を経済産業大臣及び内閣総理大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。<br>（会計の原則）<br>**第六条**　通則法第三十七条の規定により定める研究所の会計は、この命令の定めるところによるものとし、この命令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。<br>２　［略］<br>３　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この命令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。<br>備考　表中の［　］は注記である。 | ［新設］<br>（年度計画）<br>**第四条**　［略］<br>２　研究所は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。<br>（業務実績等報告書）<br>**第五条**　［略］<br>２　研究所は、前項に規定する報告書を経済産業大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。<br>（会計の原則）<br>**第六条**　通則法第三十七条の規定により定める研究所の会計は、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。<br>２　［略］<br>３　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。 |

**附　則**

この命令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年九月十八日）から施行する。